

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の成立に伴い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の適用期間等について所要の改正を行う。

2 条例の概要

（１）改正法の趣旨にかんがみ、鳥取県税条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）を次のとおり改める。

ア 自動車取得税の税率及び軽油引取税の税率について、特例税率を適用しない期間を改める。

イ 改正条例による改正後の鳥取県税条例の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成20年4月1日から適用する。

（２）施行期日は、公布日とする。